

神戸山岳会会則 2024.5.19 総会にて修正

第1条 本会は神戸山岳会と称する。

第2条 本会の事務所は神戸市内、または近郊におく。

第3条 本会は登山及びこれに関する一切の研究を行い、正しいスポーツとして登山精神を高揚すると共に会員相互の純粋なる友情を培うことを目的とする。

第4条 本会の目的を達成するために次の行事を行う。

1) 例会 月1回の例会登山を行う。

例会は新人会員を対象とし、遭難救助法、登攀技術、読図、気象等のトレーニングをする。(安全登山を目指す為の技術研究の場である)

2) 山行内容 山行は、個人山行方式とする。

3) 合宿 会員の意志により、合宿に変更する場合もある。

4) 集会 イ) 月例集会 月1回

個人山行計画発表、反省の報告、会の行事の立案。

ロ) 現役集会 集会に発表する個人山行の立案。

ハ) 総会 4月以降出来るだけ早く開催する。

ニ) 臨時総会 会員の3分の1の発議、もしくは委員の申し合わせにより随時開催する。

5) 出版物 会報そのほかの刊行。

6) その他 必要な行事を行う。

第5条 本会は会を運営するため総会に計り、会長及び運営委員若干名を選出する。

1) 会長は会を代表する。

2) 委員は、その互選により委員長1名、副委員長1名を選出し、委員会を構成して会務の全てを運営する。

3) 委員長は委員会を主宰し会務を処理する。

4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は代行する。

5) 会長ならびに運営委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

6) 会長、運営委員は事務上の職務であっても、年齢、履歴、登山歴等の序列による者でない。

第6条 本会は健全な山行を計るため委員長がリーダー及びリーダー補佐を推挙し、総会に於いて承認を得る。

1) リーダー(リーダー補佐を含む)は、互選でチーフリーダーを選出しリーダー会を構成する。

2) リーダー会は、委員会の企画に助言を与え、登山の安全のため、積極的にその登山計画を推進するものとする。

第7条 会員は現役会員、OB会員、名誉会員、会友で構成する。

1) 現役会員 原則として入会して在籍20年以下で40歳未満

イ) 会を運営する。

ロ) 会の行事に参加する義務を負う。

ハ) 会の行事の立案を負う。

2) OB会員 原則として入会して在籍20年以上で40歳以上。

イ) 会の行事に自由に参加できる。但し総会は参加する義務を負う。

3) 名誉会員 在籍35年以上。(神戸山岳会に貢献された方)

イ) 会の行事に自由に参加できる。

4) 会友 勤務地または一身上の都合により例集会に参加出来なくなった者は本人の希望で会友として会員に残ることが出来る。

5) 2)、3)の人は希望で1)現役会員に残ることが出来る。

第8条 会員は登山届を委員長に提出し許可を得て登山する。

1) 登山届 原則として全ての山行に提出するが前日決定した場合は六甲周辺の時は委員長及びリーダー会に許可を得る。その他は提出すること。

第9条 本会は会員が本会の行事もしくは、会の承認を得て行う山行に於いて、不幸にして遭難事故の発生したとき、全力を挙げて救済取捨にあたる。又、友好団体その他の遭難事故にもできる限り援助を行うものとする。(会の承認なき山行においての遭難事故は、会として一切責任を負わない)

但し、遭難の救済取捨に要した費用は、原則として遭難者本人もしくは、その家族の負担とする。

第10条 入会希望者は、所定の申込書に定められた入会金を添え委員長に提出し、承認を得

て、会の行事に参加することが出来る。

第11条 会員は次の場合、会員としての資格を失う。

1) 退会の申し出をしたとき。

2) 死亡したとき。

3) 会の名誉を傷つけ、もしくは本会々則第3条の主旨に反する言動等のため総会で除名を決議されたとき。

第12条 会費を連絡もなく、12ヶ月以上滞納した者は、退会したものとみなす。

第13条 本会の運営は、入会金、会費、寄付金その他によって賄う。

会計年度は、4月に始まり、翌年3月に終わる。

会費・入会金は、次の通りとする。

入会金 1000円

現役会員 300円/月

OB会員 100円/月

名誉会員 100円/月

会友会員 100円/月

第14条 会則の変更、改訂は総会の決議によるものとするが、やむを得ず急を要するときは、委員会の裁定に委し、後日の総会に於いて承認を求めることが出来る。

付 則 本会の事務所は
岡島伸浩 方に置く。

以上